

学生への教室貸し出しについて

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年2月2日）

学外者に対し、目的を限定して一時的に京都大学の土地や建物を貸し出す規程として「国立大学法人京都大学土地・建物一時貸付要領」がありますが、学内者についての規程がなかなか見つかりません。また現在、全学公認団体に対してはボックスの提供や教室貸し出し制度がありますが、その他の学生団体に対しては目的不問で教室を貸し出すような制度があまり思い当たりません。

そこで、5限講義終了後や土日祝日、長期にわたって講義がない期間等に学内者に対して原則目的不問（自主ゼミ、サークル（公認、非公認を含む）の会合、その他学生の会合等を想定）として安価あるいは無料で教室等を貸し出す制度を要望します。

よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2018年2月23日）

（教育推進・学生支援部厚生課）

ご意見ありがとうございます。

施設の管理についてはそれぞれの管理部署の事情により取り扱っておりますが、学部・研究科により所属学生への教室の貸し出しを行っているところもありますので、まずはご自身の所属する部局にご相談ください。